第３回生駒市情報公開審査会会議録

日　時　　平成１２年２月２２日（火）午後１時３０分～午後４時５５分

場　所　　生駒市役所　４０１・４０２会議室

出席者

委　員　石田榮仁郎、川村容子、金谷重樹、白石竣哉、田中啓義

実施機関職員　開発部長・中井利治、北部開発課長・森本明夫、同課課長補佐・生田敏史、同・中田好昭、同課庶務係長・大西清隆

不服申立人及び補佐人

不服申立人１名、補佐人３名

事務局　総務部長・窪田勝博、文書課長・高司芳正、情報公開室長・新谷厚、同室情報公開係長・石畑欽一

配付資料

〔当日配布書類〕

１　レジュメ

２　経過概要

３　生駒市情報公開条例

４　対象公文書（不開示未処理分。会議終了後回収）

〔事前送付書類〕

１　諮問書（一式）

２　公文書不開示決定理由説明書

３　口頭理由説明申出書

４　口頭理由説明回答書

５　公文書不開示決定理由説明書に対する意見書

６　口頭意見陳述申出書

７　口頭意見陳述回答書

〔当日実施機関から提出された書類〕

１　高山地区（第２工区）における開発計画の概要

２　土地利用計画図（検討案）

３　参考判例（平成５．６．２８神戸地裁平３（行ウ）第２２号）

４　パンフレット（「関西文化学術研究都市（奈良県域の概要）」・「京阪奈新線」）

審議等事項

１　経過概要説明

２　実施機関の理由説明及び質疑

３　不服申立人等の意見陳述及び質疑

４　審議

５　その他

審議等内容

１　経過概要

（１）事務局から本件の経過についての概要報告があった。

（２）委員からの質疑等はなかった。

２　実施機関の理由説明及び質疑

（１）審査会の審査の正確を期するため、実施機関の理由説明及び質疑についての録音テープの使用を実施機関が了承した。

（２）実施機関の職員から、公文書不開示決定理由説明書に沿って不開示とした理由について説明があった。

（３）委員から質疑があり、実施機関の職員が応答した。主な質疑は次のようなものであった。

○　他の資料等との関係について

○　学研第２工区と本件公文書の事業との関係について

○　誤解や混乱を生じるとしている対象者について

○　著しい支障の具体性について

○　住民参加と事業の案の公開について

○　個々の事業の不開示理由について

○　５号該当性について

３　不服申立人等の意見陳述及び質疑

（１）審査会の審査の正確を期するため、不服申立人等の意見陳述及び質疑についての録音テープの使用を不服申立人等が了承した。

（２）不服申立人の意見陳述に係る補佐人の申出を承認した。

（３）不服申立人から、公文書不開示決定理由説明書に対する意見書に沿って不開示に対する意見の陳述があった。

（４）委員から質疑があり、不服申立人が応答した。主な質疑は次のようなものであった。

○　他の資料（高山周辺地域多機能都市開発事業推進調査報告書）等との関係について

○　不服申立ての意図について

○　本件公文書も含めたいわゆる「(試）案」の位置付けについて

○　開示された部分の評価について

○　不開示部分が開示された場合の影響について

○　公共下水道事業に係る部分について

４　審議

（１）実施機関の理由説明及び質疑並びに不服申立人の意見陳述及び質疑についての審議を行った。

（２）実施機関の理由説明について、質疑の時間が足りなかったので、次回の審査会で再度説明を求めることとした。なお、審議経過によっては、再度

不服申立人の意見を聴くことがある旨を申し合わせた。

５　その他

（１）次回以降の会議の日程調整を行い、次のとおり決まった。

ア　第４回（本件第２回）審査会　４月　３日（月）午後１時から

イ　第５回（本件第３回）審査会　４月１８日（火）午前９時３０分から

ウ　第６回（本件第４回）審査会　５月　８日（月）午前９時３０分から

（２）事務局から、生駒市個人情報保護条例の施行に伴い、３月１日から個人情報保護に係る不服申立ての審査を新たに所掌することとなることなどについて説明があった。